

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 春日部市<br>(11214)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 豊春地域<br>(下蛭田、南中曾根、増戸、新方袋、上大増新田、増富) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月11日<br>(第3回)                |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、田が約54.02ha、畠が約37.51haとなっており、水稻と野菜の作付が多い。農業者の半数以上が70歳以上と高齢化が進み、農業後継者の減少が見込まれている。

現状は自作農業者も一定数おり、さらに地域内外の認定農業者が耕作していることで農地の利用が維持されているが、今後さらに高齢化が進むと考えられることから、今後の地域を支える農業者の確保が課題である。

## 【地域の基礎的データ】

農業者数:82人(うち70歳以上63人、76.8%) 中心経営体数:6人(うち認定農業者2人、地域外認定農業者4人)

主な作物:水稻、野菜

## (2) 地域における農業の将来の在り方

将来は、認定農業者を中心とした担い手に、農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、持続的な話し合いを行い、農地の集積・集約化を図り、水稻と野菜を中心に引き続き農地を守っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 91.53 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 91.53 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、主に米麦や畠作物の作付けが行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針   |
| 持続的な話し合いを継続しながら各農業者の意向に基づき農地の集積・集約化を進めていく。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針   |
| 担い手への経営意向を踏まえ、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。その際、所有者の貸付意向にも配慮する。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針  |
| 当地域は、ほ場整備が完了している地区としている地区が混在している。そのためほ場整備が完了している地区については地区の実情に合わせて土地改良施設の修繕や部分的改良なども検討する。ほ場整備が行われていない地区については、地区の意向を踏まえてほ場整備を検討する。             |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針   |
| 地域内や近隣地域からの多様な経営体による担い手の確保について、地域の意向を踏まえながら市及びJAと連携し検討する。特に、まとまった農地については認定農業者を中心とした経営体による効率的な営農ができるように集積を進めるとともに後継者の確保をしていき、法人参入についても視野に入れる。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針  |
| 地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について、農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |   |                                  |                               |                               |
|------------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、農地の集積・集約化をするとともに、農道や水路の効率化の検討を行い、農村環境の維持を図る。